

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名	土地区画整理事業(大平地区組合施行)				事業コード	0808
担当課等	所属名	都市整備部 市街地整備課		担当係名		
	課長名	都市整備部 市街地整備課	担当者名	氏家 亮	電話番号	7247

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	快適な都市機能	コード 7	施策	にぎわいのある市街地の形成	コード 7
	基本事業	既成市街地の再整備	コード 1	関連予算 費目名	一般会計 8款 4項 2目 組合施行土地区画整理補助 事業(010-10)	
	特記事項					
事業期間	○ 単年度 ○ 単年度繰返 ● 期間限定複数年度				⇒ (12年度 ~ 23年度)	
事務事業の概要	松園ニュータウン南東側の盛岡市山岸地内を施行地区とする盛岡市大平土地区画整理組合の健全な事業運営が図られるよう土地 区画整理法に基づき指導、助言及び技術的援助を行う。					
根拠法令等	土地区画整理法、盛岡市補助金交付規則、盛岡市土地区画整理事業補助金交付要綱					
この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)						
昭和50年頃、当該地の山林、原野を購入した所有者から土地の有効利用を図りたい旨の意向のもとに、良好な住環境を有する市街地の形成を図り、良好な宅地の供給 を行うことを目的として、平成12年4月に組合設立認可となり事業開始となった。						
この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか						
事業資金の早期調達により、事業が円滑に推進することが望まれている。 事業が長期に停滞していることにより、国道沿線の関係者から下水道整備及び地区除外について要望が寄せられている。						
事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか						
保留地処分により事業費を生み出す仕組みのため、昨今の土地価格の低迷により採算割れの不安が大きく、事業に影響を及ぼす。						

2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象 (誰を、何を対象としているのか)	施行地区内の宅地及び公共施設 土地区画整理組合	⇒	②対象指標 (対象の大きさを示す指標)	A. 土地区画整理対象面積	単位	ha
				B. 組合員数	単位	人
				C. 地区内人口	単位	人
③手段 (事務事業の内容、やり方、手順)	22年度実績(22年度に行った主な活動) 総会・理事会の活動状況の確認 組合役員との打合せ 法に基づく指導 事業の成否の検討状況確認 公共施設管理者協議 23年度計画(23年度に計画している主な活動) 総会・理事会の活動状況の確認 組合役員との打合せ 法に基づく指導及び検査 事業成否の検討状況確認 公共施設管理者協議 事業計画変更協議	⇒	④活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)	A. 区画整理組合との打合せ・指導回数	単位	回
				B. 宅地及び公共施設整備面積	単位	ha
				C. 公共施設管理者との打合せ回数	単位	回
⑤意図 (この事業により対象をどのように変えるのか)	地域特性を活かした事業計画に基づき、良好な住宅地の形成を図る。	⇒	⑥成果指標 (意図の達成度を示す指標)	A. 宅地及び公共施設整備率(整備面積/対象面積) 【指標の性格:● 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	%
				B. 市街化率(地区内人口/計画人口) 【指標の性格:● 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	%
				C. 保留地処分面積 【指標の性格:● 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	ha
⑦結果 (上位基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するか)	土地と建物が再整備される 宅地の利用増進が図られる	⇒	⑧上位成果指標 (上位基本事業の成果指標)	浅岸・太田・都南中央第三地区の市街化率(施行地区内人口/施行地区内の計画人口)(単位:%) 整備された累計拠点施設数(単位:棟)		

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	土地区画整理対象面積	ha	40.6	40.6	40.6	40.6	40.6		23 年度
対象 指標B	組合員数	人	545	541	541	541	541		23 年度
対象 指標C	地区内人口	人	32	31	90	33	2150		23 年度 2150
活動 指標A	区画整理組合との打合せ・指導回数	回	4	11	30	25	30		23 年度
活動 指標B	宅地及び公共施設整備面積	ha	0	0	1.7	0	40.6		23 年度 40.6
活動 指標C	公共施設管理者との打合せ回数	回	0	3	20	3	10		23 年度
成果 指標A	宅地及び公共施設整備率(整備面積/対象面積)	%	0	0	4	0	100		23 年度 100
成果 指標B	市街化率(地区内人口/計画人口)	%	1	1	4	2	100		23 年度 100
成果 指標C	保留地処分量	ha	0	0	5.9	0	20.5		23 年度 20.5

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	*****
事業費	A	千円	0	0	0	0	0		*****
財源 内訳	④国	千円	0	0	0	0	0		*****
	⑤県	千円	0	0	0	0	0		*****
	⑥地方債	千円	0	0	0	0	0		*****
	⑦一般財源	千円	0	0	0	0	0	0	*****
	⑧その他	千円	0	0	0	0	0		*****
	合 計 (④～⑧) (=A)	千円	0	0	0	0	0		*****
	延べ業務時間数	時間	476	878	1,320	1,500	1,600		*****
	職員人件費 (B)(臨時職員賃金は、事務費に含む)	千円	1,904	3,512	5,280	6,000	6,400	0	*****
	トータルコスト (A) + (B)	千円	1,904	3,512	5,280	6,000	6,400	0	*****

3. 事務事業の評価(See)

必要性評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか？	☐ 見直す余地がある ☒ 結びついている	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？	☐ 見直す余地がある ☒ 妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくてよいですか？	☐ 拡大または絞る余地がある ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか？	☐ 拡大または絞ることができる ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
有効性評価	⑤成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	☒ 向上余地がある ☐ 向上余地がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか？	☐ 影響がない ☒ 影響がある	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国、県、市の内部、民間)はありますか？	☐ 類似事業がある ☒ 類似事業がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
効率性評価	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できる余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑨人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
公平性評価	⑪費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ

4. 事務事業の改革案(Plan)

改革／改善方向	①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など) ※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること 早期に事業の方向付けを行い、事業成立の場合は実効性のある事業計画変更を行うよう指導、助言を行う。 事業が成立しない場合は事業廃止、組合解散を指導する。
	②改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？ それをどう克服していきますか？ (関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む) 事業を進捗させるための資金確保及び事業計画の作成。→事業資金について業務代行者の意向を確認し、実効性のある事業計画の作成を行うよう指導、助言を行う。

5. 課長意見

一次評価	(1)一次評価者としての評価結果 ① 必要性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ② 有効性 ○ 妥当 ● 見直し余地あり ③ 効率性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ④ 公平性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり		(2)全体総括(振り返り、反省点) 第三四半期までに事業成否の方向性を出すよう組合に対し、指導、助言を行ってきたが、年度内に出せなかった。 定期総会の開催がされないなど法等に抵触する事例が有ったことから、法に基づく指導を行った。 組合員の一部から要望、意見があった事項について、組合に対し、内容を伝えるとともに指導した。
	今後の方向性と改革改善案		(3)今後の事務の方向性(改革改善案) ☐ 終了 ☒ 継続 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☒ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携  方向付けの理由と改革改善の内容 理由：施策の目的に合致していることから継続する。 改革改善の内容：事業存廃の検討と方針決定を早期に終わるよう、法に基づく指導を行うとともに、定期総会を年度内に実施されないことから法に基づく事業及び会計検査を行い、適切な組合運営となうよう指導する。